

# 議会の



## 概要 第1回定例会

平成24年第1回鶴田町議会定例会が、3月8日から15日までの会期8日間で開かれ、議案30件について審議が行われ、原案どおり議決（可決26件、同意2件、採択1件、その他1件）されました。

今定例会には、各会計の平成24年度当初予算が提出され、可決されています。一般会計の当初予算額や概要については6、7ページで紹介していますので、ここでは病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、そのほか6つの特別会計についての当初予算を紹介します。

## 各会計の平成24年度当初予算額【一般会計以外】

※カッコ内は対前年度の増減額です  
 『↑』は増、『↓』は減を表わしています

### ●病院事業会計 ※H24.4より病院運営はつがる西北五広域連合に移管。

○収益的収入	0円（↓10億4,991万2千円）
○収益的支出	0円（↓10億2,556万7千円）
○資本的収入	0円（↓616万3千円）
○資本的支出	0円（↓616万3千円）

### ●水道事業会計

○収益的収入	2億9,366万4千円（↓1,408万9千円）
○収益的支出	2億9,125万2千円（↓648万4千円）
○資本的収入	1億5,000万円（↑1億5,000万円）
○資本的支出	3億1,517万4千円（↑1億9,228万8千円）

### ●下水道事業会計

○収益的収入	4億1,975万6千円（↑7,227万5千円）
○収益的支出	4億7,998万5千円（↑1,648万1千円）
○資本的収入	2億8,015万2千円（↓1億7,779万7千円）
○資本的支出	5億2,181万5千円（↓1億4,907万1千円）

### ●国民健康保険特別会計 22億844万4千円（↑8,153万6千円）

### ●学校給食特別会計 6,305万3千円（↓214万5千円）

### ●第1財産区特別会計 301万6千円（↑10万2千円）

### ●第2財産区特別会計 414万7千円（↓80万7千円）

### ●介護保険特別会計 16億1,044万円（↑2,259万7千円）

### ●後期高齢者医療特別会計 1億1,975万円（↓225万2千円）

## 3月定例会

### 主 な 議 案

- 議案第4号 平成24年度鶴田町一般会計予算案
- 議案第5号 平成24年度鶴田町国民健康保険特別会計予算案
- 議案第6号 平成24年度鶴田町水道事業会計予算案
- 議案第7号 平成24年度鶴田町下水道事業会計予算案
- 議案第8号 平成24年度鶴田町学校給食特別会計予算案
- 議案第9号 平成24年度鶴田町第1財産区特別会計予算案
- 議案第10号 平成24年度鶴田町第2財産区特別会計予算案
- 議案第11号 平成24年度鶴田町介護保険特別会計予算案
- 議案第12号 平成24年度鶴田町後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第13号 平成23年度鶴田町一般会計補正予算（第6号）案
- 議案第14号 平成23年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第15号 平成23年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第16号 平成23年度鶴田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第17号 鶴田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案
- 議案第18号 鶴田町外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 鶴田町町税条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 鶴田町手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第21号 鶴田町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第22号 鶴田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第23号 鶴田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 議案第25号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第26号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第27号 債権の譲渡について
- 議案第28号 平成23年度鶴田町一般会計補正予算（第7号）案
- 議案第29号 鶴田町監査委員の選任について
- 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 請願第1号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願
- 意見書案第1号 TPPへの参加反対を求める意見書案
- その他 鶴田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

# 一般質問

編集 議会事務局

## 3月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

### 新谷賢剛議員

所属党派 日本共産党

#### TPP参加反対の今後の 取り組みについて

- 1、交渉の参加へ向けての事前協議が一巡した。政府に参加を断念させるためには、参加反対の取り組みを強めるべきではないか
- 2、政府がアメリカに提出した、TPP懸念事項の質問リストの公表を求めるべき

#### 核燃サイクル計画の中止について

- 1、町から核燃サイクル計画中止の言をおしすべきである
- 2、核燃サイクル計画中止は、町民の電気料金負担を軽減する

#### 今冬の豪雪の経験から安全安心な町民生活を確保する教訓を引き出すべき

- 1、町の除排雪計画の見直しについて

- 2、雪捨て場の確保について
- 3、学校に配置されている、通学路確保のための小型ロータリー除雪機の地域での活用について
- 4、融雪・消雪溝の整備について

#### (町長所信表明に対して)

#### 学力向上対策としての読書活動について

- 1、読書活動の拠点となる公民館が果たす機能の現状はどこか
- 2、蔵書の量の確保を急ぐべき

#### 産業観光の振興対策について

- 1、観光振興プラン策定について
- 2、町民農園開設について
- 3、町歴史文化伝承館の活用について

#### 消費税増税について



#### 答弁 中野町長

まず、1点目のTPP参加反対でございますが、このことにつきましては昨年12月の定例会で新谷議員の一般質問にお答えいたしましたように米とリンゴを基幹作物とする当町においては、地域経済に与える影響が大きく、先ずTPP交渉参加の前に農家の皆さんがしっかりと生活できるような具体策を固く示していただきたいと、昨年12月20日、21日の両日にわたり町議会議員の皆さまと一緒に県選出国会議員に対し、要望してきたところであります。

ご質問の一つ目であり、参加反対の取り組みについては、政府においても、交渉参加というスタートラインに立った段階であり、まず、農業を含め国民生活の根幹となる諸制度を守る観点からも、町村会、議長会など関係機関が一体となることはもとより、さらには東北全体が大局的な観点から国に対し、働きかけることも一

例ではないかと考えております。

2点目の政府がアメリカに提出した、TPP懸念事項の質問リストの公表を求めることにつきましては、先の衆議院予算委員会において、政府としてTPP交渉参加に向けた事前協議に当たり、日本側の懸念事項をまとめた米国政府宛の質問リストを提出したと説明をし、国民に対してはできる限り情報提供していきたいとの政府の方針を示しながらも、公表については相手国との信頼関係に配慮する必要があるので外交文書をそのまま公表することは難しいと言われておりましたが、政府は2月29日に同委員会に対し、質問リストを提出したことが明らかとなっております。リスト公表は外交を含む政府の所管事務であり自治体が介入し、求めることはできないものと認識しており、いずれマスコミ等で取り上げられるものと思われまます。なお、新谷議員ご発言の中で、町民集会所すべきであるというご発言もございましたが、これらについてはやはり議会もお互いに話し合いをする必要もあるのではなからうかとそのように考えておりますので、いずれ機会を見て話し合いを進めてまいりたいと思っております。

核燃サイクルの計画の中止でございますが、東日本大震災から一年が経ちました。いまだにその爪痕は大きく復旧復興には相当の時間と労力が必要と思われまます。何となく東北人の粘り強さと絆

をもとにふるさとを離れ県外に避難された被災者あるいは避難所生活を余儀なくされている被災者には一日も早く日常の生活を取り戻していただきたいと願うばかりであります。そしてわが国始まって以来の原子力災害の目に見えない恐怖は、最近、さまざま分野で、当時の状況や影響などが明らかにされつつありますが、現実問題として風評被害など第一次産業に占める割合が大きい東北地域では、経済産業に広く影響を受け続けている状況にあります。

町から核燃サイクル計画中止の声を興すべきであるとのことにつきましては、必ずしも国民に理解を得られるような安全対策が採られてきたのか、地震大国でありながら安全基準のハードルを高める必要性は、阪神淡路大震災後の経緯から活かされてきているのか疑問に思われるような気がいたします。

国策として原子力行政を推進してきた状況にかんがみ、まずは被災原子炉施設の安定化と放射能汚染地区の除染にしっかりと取り組み、一刻も早く住民が安心して暮らせる環境を取り戻していただくことが最優先となる課題ではないかと認識しております。

また、政府が取り決めた原子炉寿命40年の間で廃炉の有無、再生可能エネルギー等への転換を含め、今後の原子炉管理運営コストと消費者電力料金負担のあり方等



これまで効果的な除雪作業を推進するため随時見直しを行ってきたところですが、今冬のような記録的な大雪の経験が踏まえ、今後の在り方等、県と近隣市町との連携を図りながら除排雪計画書の作成に取り組んでまいりる所存であります。

2点目の雪捨て場の確保につきましては、毎年、役場西側の岩木川河川敷を雪捨て場として国土交通省から河川法の許可をいただき、雪捨て場の確保につとめていく所存であります。

今冬のような豪雪時の際には、必要に応じて町有地を雪捨て場として解放している所存であります。今後とも雪捨て場の確保に努めてまいりる所存ですが、捨て場の確保には地域のご理解とご協力が不可欠であり、その体制づくりも含め検討してまいりたいと考えております。

3点目の学校に配置されている通学路確保のための小型ロータリー除雪機の地域での活用につきましては、小型ロータリー除雪機については、今冬管内全小学校に配置しております。この除雪機は、県のスクラム除雪事業を活用し、冬期間の歩行者の円滑な移動を図る事を目的として県から6台の除雪機を借り受け、管内の小学校へ貸し出しているものです。

活用範囲としては、国・県道の歩道除雪やこれに接続する町道の歩道等の除雪、学校その他公共施設周辺地域の歩道除雪となっております。

りますので、活用基準につきましては今後、県と協議しながら事業の範囲内で、地域ボランティア等による除雪機の有効活用を図れるように要望してまいります。

4点目の融雪・消雪溝の整備につきましては、現在、町では、雪を融かすタイプの融雪溝整備を実施しており、融雪溝整備事業としては平成14年度から整備し、毎年1035mの側溝整備がなされており、その他、設置条件を考慮しながら融雪溝タイプの側溝も随時整備してきたところであります。

平成23年度末現在で申し上げますと、町道だけの数値では総延長1万3500mとなっております。今後とも財政運営計画との整合性を図りながら水源の確保と完成後の維持管理体制等も含め整備を推進してまいりたいと考えております。

次に所信表明に対する産業観光の振興対策の観光振興プラン策定についてですが、これまでは、役所内や町民による観光を検討する町観光振興検討委員会により進められてきた観光整備事業等について、新たに弘前大学の研究事業として連携を取り組むこととしております。

今までとは違い、外部の視点から町の観光資源や活用の方向性などを整理した、新たな観光振興プランを策定し、誘客に努めたいと思っております。

その計画の考え方について申し上げますと、主たる目的は、町への誘客の増加はもちろんであります。

ですが、誘客の増加に合わせ、町の農作物や物産品の売上げの増加、そして観光の充実による町の活性化が主眼になると思います。そのためには、町の観光資源の開発と連携、観光情報の発信力の強化などが特に求められるところでありますので、弘前大学の先生方ほかに、学外研究員の方々の助言、指導を元に、より実効性のある計画を目指すこととしていく所存です。

次に、町民農園の開設についてであります。近年、当町においても、りんご園などの管理粗放園が見られ、そのことから、伐採、抜根し、平畑化するなど、環境の整備が求められてきております。

そのようなことから、新年度の新たな事業計画として、町民農園の開設を予定しております。この場所もまた、農地の適正管理をするために、今年度、県の耕作放棄地緊急解消事業により整備された農地であります。

この町民農園は、初めての取り組みでもありますので、1区画15坪程度で、20区画を用意する予定で、使用料金は無料とすることとしております。

また、園地の最初の土壌改良と耕運作業は町で行いますし、農業用機材の格納コンテナハウスと散水用の給水タンクも設置する予定であります。

この農園の利用者は、当然町民の方々が対象となりますが、まずは町内の保育所、幼稚園などに優

先的に配分したいと思っております。その後、町民の方々への公募をしたいと思っております。

次に、町歴史文化伝承館の活用についてですが、旧水元小学校は総ヒバ造りの歴史的な建築物であり、郷土の歴史および伝統文化に関する資料を収集展示する施設として設置されておりますが、新年度からは、国の緊急雇用創出対策事業を活用した農産物地場産品活用型観光推進事業により、今までの歴史文化伝承館の役割のほか、新たな活用として、地元の農産物等を利用した屋内・屋外レストランを開設するとともに、この歴史文化伝承館を起点とした富士見湖パーク周辺の観光のための、電動アシスト自転車を提供することとしたところであります。

このレストラン等の運営につきましては、鶴の里振興公社に委託して開設しております。

使用する食材は、もちろん米や小麦のほか、野菜、果物なども、当町産にこだわりの持ちながら営業をしていただくほか、営業に当たっては、屋内はもちろん、夏場は屋外でのオープンカフェでの営業も考えている所存であります。

あわせて、1次産業が主力のわが町においては、農産物や地場産品の活用はもちろんであります。観光振興による誘客を図ることにより、地域の活性化や所得向上に繋げることも大事なことであ

については、国の責任で判断すべきものと考えますが、これまで周辺自治体をはじめ県内全自治体においても産業、人材育成、伝統文化の振興など広くまちづくりに助成を受けて来たところであり、地方の振興発展の一助として支えられてきた経緯から申しますと、複雑な心境であります。

今冬の豪雪の経験から、安全安心な町民生活を確保する教訓を引き出すべきであるというご質問でございますが、1点目の町の除排雪計画の見直しにつきましては、毎年、西北地域県民局において五所川原市・板柳町・中泊町・鶴田町と県を含めた1市3町が管内の広域的な連携を図りながら効率的な除雪作業を実施するための除雪会議を開催し、出動基準あるいは出動時間等を確認したうえで、町の除雪計画を策定しております。

ると思っております。

近年の旅行形態は、今までの団体から、個人や少人数のグループ形態へとシフトしてきており、それに伴い、それまでの観光地を観る、巡るから、体験する、作る、触れ合う、風土を感じるなど、体験型の旅行商品へと、求めるものも変化してきておりますので、電動アシスト自転車を活かし、より観光客が、パーク周辺の農業資源に近づける取り組みにも力を入れたいと思っております。

消費税増税についてであります。現行の消費税5%の配分ルールは、4%が国分として1%が地方分となり、当町の場合、地方消費税交付金の予算科目で1億2000万円を計上しております。また国の消費税4%の税収のうち29.5%が地方交付税として地方へ配分されることとなります。この消費税が平成26年から8%、平成27年から10%になり、合わせて5%引き上げになりますと約13兆円の税収増が見込まれると試算されております。財政的には地方分として1.54%が配分されることは願ってもないことではあります。

しかしながら消費者サイドから消費税10%の年額負担額を見てみますと4人世帯で年収3000万円の場合、10万7000円、5000万円の場合16万7000円、75歳以上の夫婦で年収240万円の場、10万3000円、75歳以上の単身女性で年収180万円の場、8万3000円という大手経

済研究所の試算が出ております。

消費税は全ての所得階層に対し、消費という面から同率、公平な税率が課せられるとされておりますが、一般的には低所得者層のほうが高所得者層に比べ消費性向が高いため、相対的に低所得者に対する負担が高くなってしまおうという問題もあるとされております。

とりわけ毎日の生活に欠かせない食料品などは節約しようにも限度があり、与える影響が大きいことや景気の動向にも影響を与える可能性も懸念されるのであります。少なくとも食料品等は、増税の対象から除くなどしていただけないものか国会審議における与野党の審議を注視しているところであります。なお、私は青森県選出の何人かの国会議員の方に「消費者は総菜類を毎日買います。だからこの総菜などに対しては消費税を引き下げをするなど、そういうこともひとつの検討の課題ではないですか。」というのを何人かの国会議員に尋ねたことでもあります。ある国会議員は、「それは非常にむずかしいことである。線引きをするのがむずかしいことである。」という話をされましたが、わたしは実際外国に行つて見たわけではないのですが、そういうふうによっている国もあると耳にもしております。そういうことは事務局に指示すると、日本の事務屋は世界でも一番優秀だとも言われているわけですからおそら

く作れると思っておりますので、そういうことについてもこれから働きかけていきます。

### 答弁II 教育長

初めに新古議員の小型除雪機についてのご質問にお答えいたします。学校に配置されている通学路確保のための小型ロータリー除雪機につきましては、県が市町村に対して、冬期間の日常生活における歩行者の円滑な移動を図るために貸付けたものであり、今年度は町内6小学校区のPTAが借り受け、町で指定した通学路の歩道の除雪に取り組んでいる状況であり、学校としても大変助かっております。

地域の状況としましては、今年度、亀田・新田子地区が児童の通学路確保のために歩道の除雪をボランティアで行つてくださいます。

次に読書活動についてですが、読書は、子どもの成長にとつて欠かせない大切な営みであり、言葉の力を育てる上でも大きな支えになっております。また、子どもたちの読書習慣を確立させることは、学力を保障する上でも大切な役割を果たしていると考えております。

読書活動の拠点となる公民館が果たす機能の現状につきまして、図書室が狭いため、本の整理整頓や図書の配置などに工夫をしておりますが、十分な閲覧ができない状況にあります。町民の利用

につきましては、限られた人の利用が目立ち、まだまだ十分でないという状況にあります。そこで、今年度中に2階のフロアを活用した本の閲覧コーナーを設けることにしており、平成24年度には公民館の外構工事をし、平成25年度には内部改修をして読書環境を整備して町民が利用しやすいようにしていきたいと考えております。

また、読書活動ならびに図書教育を促進・充実させていくため、現在、図書室のシステム導入により、図書室運営の効率化を推進しております。このことにより、蔵書の管理および運営に係る業務が円滑になり、将来的には小中学校図書館と蔵書データの共有化が可能になるものと考えております。

さらに、県の図書ネットワークシステムと連携しており、県と市町村立図書館等が本のシステムの横断検索機能を用いて、各館の所蔵情報を相互に検索することを可能にすることにより、図書館間の資料の利用を促進し、町民が町にない本をいつでも借りることができる体制になっております。

蔵書数につきましては、現在、1万2793冊あり、平成23年度は194冊購入しております。管内各小中学校へも朝の読書活動用図書費を計上して読書環境の充実を図っており、今後は、町民の方々が図書管理システムの端末からインターネットを利用して新刊図書および読みたい本等の情報を得ることができ、利用者の要望に

応えながら本を購入し、蔵書量の確保に努めたいと考えております。

### 下山勝明議員

所属党派 無所属

### 今冬の豪雪に伴う被害状況と対策について

- 1、農業関係の被害状況と対策は？
- 2、家屋・倉庫などの被害と対策は？
- 3、除雪作業中の事故と対策は？

### 今後の雪対策について

- 1、みどり町や団地などに雪捨て場の設置を
- 2、高齢者や障害のある方への除雪支援はどのように考えているのか？
- 3、空き屋の屋根雪などの処理は？
- 4、除雪の出動基準は？また、誰が判断するのか？
- 5、町道除雪のためのパトロール体制は？
- 6、町道の消・流雪溝の整備計画は？

### インターネットを利用した町特産物の販売促進について

(次項へ)

1、道の駅つた「あるじや」のホーム・ページでの農産物・特産物のネット販売をするべき  
2、町は、特産物をネット販売をする農業者・商業者の育成を積極的に進めるべきと思っておりますか？

## 国の平成24年度新規事業の概要と町の対応について（農業関係）

1、新規就農者総合支援事業の概要と町の対応は？  
2、6次産業化推進整備事業について？  
3、戸別所得補償経営安定推進事業について？

## 自治基本条例について

自治基本条例の制定の必要性は考えているか？

### 答弁 町長

今冬は、平成17年以来の記録的な豪雪となりました。加えて例年になく長い間、雪が降り続き除排雪作業が追いつかず交通機関がマヒ状態に陥ってしまいました。

毎日雪で町民の方々もうんざりの日々であったはずですが、また、雪の降る市町村にとりましてもうんざりであったと思いません。ですから、わたしは国の方を除雪費の増額を要望に行ったとき、国会議員に「先生、住民は毎日雪でうんざりの暮らし

ですよ。また町としても予算（じえんこ）がなくなりうんざりだ。なんとかこのうんざりを少しでも解消していただきたい」と、いわゆる助成のお願いに、その言葉を引用させていただきました。

町は1月13日、豪雪警戒連絡会議を設置しました。各課を通じて警戒態勢に入ったほか1月29日には豪雪対策本部に切り替えをし、被害状況の把握と生活路線、一人世帯や高齢者世帯の雪害防止と緊急避難路の確保を目的に各課をはじめ、社会福祉協議会、各種団体等と連携を取り組んで参りました。3月5日には、豪雪対策本部の中間報告を取りまとめ、これまでの被害状況を確認しております。

内容につきましては、3月定例会開会日に全員協議会において報告のとおりであります。再度申し述べますと負傷者が3人うち軽傷が2人、重傷が1人です。

1点目の農業関係につきましては、農業施設の被害、特にパイプハウスに被害が見られたところがあります。被害棟数は、全体で3棟、うち全壊2棟、大破1棟であり、被害金額は150万3000円です。この方々につきましては一部農業共済により手当てされると聞いております。また、今後の融雪により、果樹の枝折れ等が心配されるのであります。融雪剤購入助成事業の債務負担行

為も先議していただいたところであります。

2点目の家屋・倉庫等の被害につきましては、全半壊等が8件となっており、今年度も昨年度同様高齢者の一人暮らし世帯をはじめ要援護者の見守り活動を1月29日に実施いたしました。各町内会の行政推進員、消防団員、民生委員ほのほの交流員など各団体の皆さまと連携し、全町の高齢者の一人暮らし世帯などを巡回し、声かけや雪害防止と災害時の避難路の確保などを行っていただきました。

なお、町内会によっては、幸せの種まき運動の一環で事前に保険を掛けて、屋根の雪下ろしも数回実施した町内会も何と何とあります。空き家などで倒壊のおそれがある箇所などについては、行政推進員や民生児童委員の皆さんからの情報を基に、町といたしましても空き家の管理者を探し、除雪をお願いするなどの対策をとっております。

3点目の除雪作業中や屋根等の雪下ろしの事故防止につきましては、毎戸チラシでの啓発やマスクミ等でも事故防止対策を促しておりましたが、残念ながら当町でも数名けがをされた方がありましたので、引き続き安全な服装での屋根の雪下ろしや作業は一人で行わず、事故に備えて二人以上で行うなどの注意を促してまいりました。

今後の雪対策についても質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

いただきます。

1点目のみどり町や団地などに雪捨て場の設置につきましては、新谷議員のご質問にお答えしたとおり、雪捨て場の確保につきましては、毎年、役場西側の岩木川河川敷を雪捨て場として確保しているところであり、みどり町や団地につきましては、公園緑地帯等を雪置き場として使用しておりますが、今冬のような豪雪時には、排雪しなければ機能しない状態となっておりますので、今後、近隣市町村の設置状況を調査しながら検討したいと考えております。

2点目の高齢者や障害のある方への除雪支援はどのように考えているのかにつきましては、今年度同様高齢者の一人暮らし世帯をはじめ要援護者の見守り活動を中心に、各町内会の行政推進員、消防団員、民生委員、ほのほの交流員など各団体の皆様と連携し、各町内会で支え合う支援体制が必要不可欠であると考えております。

町としましても、地域の支え合い支援の組織体制の構築を図りつつ、除雪に対応できる体制が整っている町内会からの除雪機の購入や個人の除雪機等の借り上げ料などに對する助成等を検討したいと考えております。

3点目の空き家の屋根雪などの処理につきましては、個人の財産であり無断で対処することができませんので、親戚や管理者等を調査いたしまして除雪をお願いするなど対処していただくことにな

り、空き家が倒壊し、隣接等に被害を及ぼすおそれがある場合など緊急時には、警察や消防など関係各所と連携しながら対処することになります。

4点目の除雪の出動基準は、また、誰が判断するのかにつきましては、町の除雪計画における出動基準は、降雪量がおおむね10cm程度となっており、この基準については西北地域民局管内の県道を含む当町と五所川原市・板柳町・中泊町が同一基準となっております。

また出動の判断と5点目のパトロール体制につきましては、除雪担当である建設整備課職員が降雪状況に応じて随時行っております。

6点目の町道の消、流雪溝の整備計画につきましては、新谷議員の質問にもお答えしたとおり、財政運営計画との整合性を図りながら水源の確保と完成後の維持管理体制等も含め整備検討してまいりたいと考えております。

国の平成24年度新規事業の概要と町の対応については、最初のご質問であります、新規就農者総合支援事業の概要と、町の対応については、24年度からの新規事業の新規就農総合支援事業は、青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るために創設された事業であります。

この事業は、青年就業給付金の準備型といわれ、就業前の研修期間2年間に対する給付や、新規就

農者が営農を開始してから経営が安定するまでの、最長5年間給付される経営開始型があり、いずれも年150万円が給付される事業であります。

主な給付要件であります。準備型については、就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること、独立、自営就農または雇的就農を目指すことや、研修計画がおおむね1年以上であることなどです。

この、独立、自営就農の主たる要件は、自ら作成した経営開始計画に則した経営を行っており、農地の所有権若しくは利用権を有していること。主要な機械、施設を自ら所有または貸借していること。本人名義で生産物の出荷など取引をし、本人名義の通帳があり、売上げや経費の支出などの経営収支を、自らの通帳、帳簿で管理していることであります。

経営開始型にあつては、独立、自営就農であることはもちろん、独立、自営就農時の年齢が原則45歳未満であること、経営開始計画を作成し、その計画が独立、自営就農5年後には、自ら生産した農産物により生計が成り立つ、実現可能な計画であること、そして市町村が策定する人、農地プランいわゆる地域農業マスタープランに位置づけられていることなどあります。準備型にあつては、要件を欠くと返還することとなり、経営開始型については、前年の所得が年間250万円を超えた場合などには給付が停止されるとなつて

おります。

この青年就農給付金につきましては、平成24年度当初予算に600万円を予算計上しているところでもあります。

次に、6次産業化推進整備事業についてであります。この事業は、農林漁業者自ら、あるいは、食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取り組みについて、農林水産物の加工機械、施設、販売、流通施設、生産機械、施設、交流施設の整備を支援する事業であります。この中で、比較的身近なものとしましては、地産地消の推進のため、新商品の開発のための試作、各種情報の収集、人材育成の取組みのほか、ハード面においては、直売所、処理加工施設、地域食料供給施設、集出荷貯蔵施設や交流施設などの整備も可能であり、補助率は2分の1以内となっております。

次に、戸別所得補償経営安定推進事業についてあります。地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むようにするための農地集積協力が金があり、その中には、経営転換協助力金と分散錯圃解消協助力金の事業があり、いずれについても農地の出し手農家に対する協助力金であり、経営転換協助力金については、離農等により、中心となる経営体に農用地利用集積円滑化団体を通じて農地が集積されると見込まれる場合であり、所有する農業用機械を廃棄処分することなど

が求められます。この経営転換協助力金に該当しますと、貸し付けを行う面積が、0.5ヘクタール以下の場合で1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2.0ヘクタール以下の場合で50万円、2.0ヘクタールを超える場合は70万円となっております。

この農地集積協助力金については、新年度当初予算に、1760万円を予算計上させていただいてるところであります。

また、分散錯圃解消協助力金については、中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を提供する場面に交付されますが、基準となる交付単価は、10アール当たり5000円となっております。どちら

も、農業者戸別所得補償制度加入者であることや、農用地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人への10年以上の白紙委任が必要となっております。

このように、新たな制度や事業について申し述べましたが、国や県からの事業要件の説明も継続されていくところでもあります。町における地域農業マスタープランの策定と合わせ、今後開催される、国、県の説明会の状況も確認しながら、農家の皆さんには早い段階での情報提供に努めてまいりたいと思っております。

次に、自治基本条例についてであります。自治基本条例の制定の必要性についてでありますけれども、ご質問の自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくり

について、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールについて定めるものです。

多くの自治体では、情報の共有や市民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う住民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等の住民参加や住民投票など自治を推進するため、制定に向けて検討を行っている自治体が多いようです。

当町では現在、弘前大学との共同研究により第5次鶴田町総合計画の策定を進めておりますが、この計画は平成22年度を目標年次とした第4次鶴田町総合計画「鶴の里ロマン21」を発展的に継承するとともに、現在ではまちの基本条例ともいえるまでに熟成されつつある鶴田町朝ごはん条例との統合を図り充実していこうとするもので、その内容は、地域課題への対応やまちづくりについて、誰がどんな役割を担っていくのかについて規定するなど、ご質問の自治基本条例の趣旨に適用ものと認識しております。

しかしながら、これまで議会の議決を経て策定することとされてきた総合計画が、平成23年の地方自治法の改正に伴い規定が削除され、法的根拠が喪失しました。

その意味では、議会に附議される議決の対象となる条例による自治体の仕組みの基本ルールの制定についても、将来的には検討してい

かなければならないものと考えております。以上でございます。

答 弁 副 町 長

インターネットを利用した町特産物の販売促進についての道の駅あるじやのホームページでの農産物、特産物のネット販売について、でございますが、あるじやのホームページにはあるじや本体の開業にあわせて整備され10年を経過しております。現在も、当時のホームページのシステムのまま運用しておりますが、更新作業等においても専門性を要することから使い勝手が悪く、あるじや社員による速やかな更新作業も出来ない状況でありますので、まずは新たなソフトの導入等によりホームページ充実を高めることを先んじて進めるべきと思っております。あわせて、ご提案をいただきました農産物、特産物のネット販売についても、あるじやで取り組めるのかどうかも含め、検討させたいと思っております。

次に、町は特産物をネット販売する農業者、商業者の育成を積極的に進めるべき、とのことですが、近年の農産物等の販売は従来の市場出荷の他、農産物等の特売所、小売店への直接販売、企業との契約栽培など多岐にわたってきております。また、近年は議員のご発言のように、インターネットを利用した販売活動も活発化してきております。ネット販売の場合、専門業者に登録しての販売

や自らネットショップを立ち上げる方法などさまざまな方法がありますが、いずれの場合も取り組む前段として、代金決済の手法なども含め、一定程度の知識を会得しておく必要があると思います。そのためにもネット販売に対する事前の研修の必要性も感じておりますので、今後、ネット販売に取り組みを希望する方々に対し、勉強できる機会を検討してみたいと思っております。

## 小関 優 議員

所属党派 無所属

これからの鶴田町について

行っのか？

今の鶴田小学校は10年間のリース契約によって建てられた学校です

新しい鶴田小学校の建設について

が、新校舎の建設について、どのように計画しているか？

答弁 町長

これからの鶴田町についてというご質問にお答えをいたします。わが町を次の世代に託し、引き継ぐためにどのようなま

づくりを行うのか。というような内容だと思っております。

下山議員への答弁でも、ご説明いたしました。当町では現在、弘前大学との共同研究により第5次鶴田町総合計画の策定を進めておりますが、この計画は将来の町のあるべき姿を描き、施策の基本的方向を明らかにするとともに、描く将来像や目標を受け、その実現を期して、各施策の具体的な考え方や実施すべき重点事業などを定めるもので、いわゆるまちづくりの総合的かつ基本的指針となるものであります。

この計画は、平成22年度を目標年次とした第4次鶴田町総合計画「鶴の里ロマン21」を発展的に継承するとともに、鶴田町朝ごはん条例との統合を図り充実していることとするもので、より鶴田町らしい内容とすべく策定作業を進めております。

これまで職員によるプロジェクトチームを編成し、これを暮らし部会、産業部会、人づくり部会、安心部会の4つの専門部会に分けて、それぞれ弘前大学と意見交換を行いながら、共同研究による策定作業を進めてまいりました。

その中の人づくり部会が、ご質問にありますように、次世代育成の観点からの策定を担当しております。計画の内容としては、次代を担う人材を育成するための将来のまちの目指す姿として、健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくりを柱とし、学力の高いまち、心

の豊かさや理解力、創造力を育むまち、国際化・情報化社会に対応できる人づくり、保育所・幼稚園・小中学校が連携し、一貫性・継続性のある教育を推進するまち、などを掲げております。

また、これらを実現するための施策として、1点目は学力向上推進計画の推進、2点目には読書習慣の定着、3点目は姉妹都市交流の充実と情報教育の推進、4点目は適正な学区編成など義務教育環境の整備などに取り組みこととしております。

計画の策定状況につきまして、たたき台となる計画の素案がほぼ形になり、現在は町民の意見を計画に反映させるべく、素案をもとに町の各種団体の代表者等により組織するまちづくり委員会との意見交換を行っております。この後、これらの意見をもとに最終的な調整を行い、計画案を決定し、町の附属機関であります振興計画審議会への諮問、同審議会からの答申をいただいた後、本年6月を目途に最終的な計画を決定する予定となっております。

わたしは、これまでも議員ならびに町民各位と共に潤いと活力のあるまちを念頭に、町の主産業である農業の振興、商店街の活性化、若者の定住を促進するための企業誘致や住環境の整備および少子高齢対策、そして国際交流を通じた人づくりのための諸施策を展開するなど、次代を見据えたまちづくりのため鋭意努力して参りました。

ご質問のこれからの鶴田町についてどのようなまちづくりを行うのかにつきまして、今後策定いたしますこの計画が、新たなまちづくりに向けた総合的かつ基本的指針となるものと認識しておりますので、ご理解の程お願いいたします。

答弁 町長

管内の学校の懸案でありました耐震化につきまして、平成20年度からの耐震診断を経た学校については、今年度で耐震補強工事を完了いたしました。

また、旧鶴田小学校校舎の解体も同時に終了しました。このことにつきまして、議員をはじめ、町当局のご理解ご協力のお陰と考えております。ありがとうございます。

全国の自治体では、少子化の影響が大きく、空き教室の増加、休校や統廃合が深刻な問題となっており、県内においても児童数の減少に伴い統廃合が多くなり、同じように深刻な問題となっております。

現在の各小学校の児童数は、鶴田小学校が414人、菖蒲川小学校が61人、梅沢小学校が64人、胡桃館小学校が64人、富士見小学校が77人、水元中央小学校が78人、計758人であり、10年前の938人と比較して180名、19・2パーセントの減少となっております。少子化が



進む中で管内の小学校の児童数も年々減少傾向にあります。

このような背景のもと、当町においても新年度から、3小学校で複式学級が始まる状況にあります。

ご質問の鶴田小学校の建設につきましては、今後の児童数の推移を踏まえ、学区の再編成等も含め、教育委員会で十分話し合いを重ね、検討してまいりたいと思っております。